

お、分析は、主に資本金1億円超の大企業を対象としている点に注意されたい。

当該租特では、企業が一定の条件を満たす新規設備導入した場合、その投資に対する税額控除および即時・特別償却を行うことが可能である。また、税額控除と償却のどちらを適用するかについては、企業が選択可能である。この租特を通じて、政府は企業の設備投資と新規設備への置き換えを促すことで、生産性向上と景気回復を後押しする目的があつたと看えられる。

筆者らは、どのような企業が当該租特を利用するのか、また利用した企業は設備投資を増加させているのかについて分析を行った。得られた分析結果は以下の3点にまとめられる。第一に、当該租特の利用率は

が重要であることが示唆された。利用企業の特徴を分析すると、上場企業や社債を発行している企業や手元現預金が豊富な企業など、相対的に設備投資の資金調達が容易な企業ほど利用する傾向にあつた。また、企業年齢が高いほど、ほかの租特を利用している企業ほど当該租特を利用する傾向も観察された。

第三に、税制を利用して設備投資を拡大させたのは、特に非上場企業や大企業の中でも、規模の小さい企業など、相対的に資金調達制約に直面している企業だつた。

以上の結果から、二つの政策的示唆が得られる。一つ目は、租特の政策効果を高めるためには、利用率を引き上げる視点が重要である。租特は、設備投資を促進させるためなど、政策自

然のものであるからこそ、複雑さの軽減や制度の周知が重要であると考えられる。

第二に、当該租特の利用

今回は、筆者らが行ってる研究の結果を交え、租税特別措置（以下、租特）が企業行動に与える影響とその政策的課題について論じたい。租特とは、ある政策目的のために個人や企業に対して行われる税の軽減措置のことである。毎年さまざまな租特が実施されており、代表的なものでは、中小企業者に対する法人税率の軽減措置や、最近岸田首相が実施を発表した「賃金の引上げ額の一部を法人税額から控除できる「賃上げ税制」などが挙げられる。筆者らの研究では、租特として2014~16年度にかけて行われていた「生産

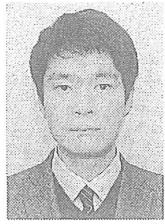
租税特別措置が企業行動に与える影響

二つの政策課題

性向上設備投資促進税制」を対象に、その利用行動と設備投資行動への影響について分析を行っている。な

低かった。企業は、たとえ課税所得が正であり当該租特が利用可能であつたとしても、必ずしも利用していなかつた。利用可能な企業の割合は25%程度であつた。また、利用企業は即時・特別償却よりも納税額を軽減できる税額控除をより選択していた。

第二に、当該租特の利用において、企業の資金調達制約と利用経験。ノウハウ



愛知淑徳大学ビジネス学部講師
鈴木 崇文

すずき・たかふみ 財政・公
共経済学。東京大学大学院経済
学研究科修了 博士（経済学）。
1990年生まれ。